親鸞における『教行信証』の課題

木 彰 円

を著した親鸞、そしてその周辺に関わる法然の行実ですとか、あるいは門弟のさまざまなあり方に関心を寄せていま との関わりを通して『教行信証』をどう捉えるべきかということを考えています。そのようなことから『教行信証 ける『教行信証』の課題』というテーマでお話をさせていただきます。ここしばらく、坂東本に関わる中で、『教行 にはなかなかならないかと思いますが、皆様方にお聞きいただき、その上でご教示、ご批判をいただきたいと思って うことについて、これまで考えてきたことを少し整理しながら話を進めたいと思っています。筋立った話ということ す。改めて本日は、「後序」と呼ばれている『教行信証』の文章をどのような視点で捉えていくべきであるのかとい 信証』をどういう視点で読んでいくべきなのかということが自分の問題になっていまして、殊に『選択本願念仏集』 はじめに、お忙しい中、学会大会においでいただきました善 裕昭先生にお礼申し上げます。本日私は「親鸞にお

りません。一つは冒頭の「総序」と私たちが通称している「顕浄土真実教行証文類序」です。もう一つは「顕浄土真 いうことから確かめてみたいと思います。『教行信証』において「序」という言葉が用いられている所は二つしかあ 最初に、「後序」と呼ばれている『教行信証』の最後の部分に対して、どのような位置づけがなされてきたのかと

実信文類序」ですけれども、これを「別序」と通称しています。この呼び方の元になっているのは存覚の『六要鈔』 です。存覚は『六要鈔』に次のように言います。

に至るまでは流通分なり。 は標列より下第六の末に『論語』を引くに至るまでは、是れ正宗分。三には「竊以」より下、終わり巻を尽くす 第二に正しく文を解せば、経論釈義の常の例に准依して、文を分かちて三と為す。一には序、即ち序分。二に (『六要鈔』第一 真聖全二・二〇六頁)

二に別序は、第一巻の最初の総序に対して之を別序と号す。是れ安心の巻、要須たるが故に此の別序有り。

(『六要鈔』第三 同二七四頁

わけです。『教行信証』の一番最後におかれる文章は、やがて「後序」という言葉で呼ばれていくわけですが、これ と「顕浄土真実信文類序」の関係を、「総」と「別」という関係で見出していく。これが存覚の基本的な視点である ここに「第一巻の最初の総序に対して之を別序と号す」と言うように、『教行信証』の「顕浄土真実教行証文類序」

当巻大文第六に化の身土を顕明す。中に於いて四と為す。一には題目、二には標挙、三には正釈、四には総結な (『六要鈔』第六 同三七一頁)

について存覚は

第三に流通分とは、「竊以」以下、是れ其の文なり。又当巻に於いて四科を分かつ時、之を総結と為す。 〔『六要鈔』第六 同四三九頁)

と、全体としては「流通分」であり、「化身土文類」の「総結」として、それを位置づけています。 して位置づける方が、その趣旨にかなうと考えています。しかし最近は、この問題も、ただ単に呼び方の問題として 私自身はこの存覚の指摘のように、『教行信証』の結びの文章を「後序」と呼んで位置づけるよりも、「流通分」と

考えていくべきではなく、「後序」、あるいは「流通分」、あるいはそれ以外の言葉で呼ぶとしても、私たちがその中

す。そのことをふまえた上で、この話の中では『教行信証』の結びの文章を、通称にしたがって「後序」と呼ばせて 身にどのような事柄を見出し確認していくのかということの方が大事な課題になっていくのではないかと思ってい

いただきます。

方は『六要鈔』に一つの示唆を得てのことではないかと考えられますが、相伝教学については、私自身十分な確認が 大きくは江戸期の研究があります。その両者の間の研究ということになると、相伝教学があるわけですが、 の中では「流通分後序」(『深解科文』『真宗相伝叢書』一・一三四頁)という言い方もされています。おそらくこの言 近のことであると言えます。『教行信証』研究の嚆矢とされるのは、一三六〇年の存覚の『六要鈔』です。 少し確認してみると、「後序」という呼び方が私たちの間に馴染み深いものになっているということは、 相伝教学 その後、

の「縁起」という言い方は、それに先立つ本願寺派の智暹(一七〇二~一七六八)が著した『樹心録』(一八〇八年頃 るいは宣明(一七四九~一八二一)は「縁起」(『教行信証講義』一七九四~一八○九年)という言い方をしています。宣明 いう呼称を用いていますが、大谷派の深励(一七四九~一八一七)は「結勧」(『教行信証講義(会読記)』一八○六年)、あ 江戸期の学匠を見ると、高田派の慧雲(一六一三~一六九一)は『教行信証鈔』(一六八六年刊)において「後序」と

できていませんので、これだけにとどめます。

内容をどうとらえているのかということを少し見ておきたいと思います。例えば宣明は「縁起」という言い方をしま 先行研究をふまえ、それに従って呼称していったということが確認できるわけですが、ではそれによって「後序」の 先学たちが『教行信証』の結びの文章をどう呼称したのかということを見ると、当時の限られた研究状況の中で、

本書の依りておこる所由を示したまうともしらるる。此の義文を読んでいくうちに縁起ということ聞こゆ。

すが、

その内容については

刊

の呼称に従っているようです。

起というも浄土真宗の縁起と見るが可なり。

と言いますから、『教行信証』撰述の縁起をあらわすものであるということです。あるいは、「浄土真宗の縁起」とい う言葉も出てまいります。また、鳳嶺(一七八四~一八一六)の『広文類聞記』には、「縁起」であると言いながらも (仏教大系五四・六八一頁)

此の『広文類』撰述の由を述べ給えり。 ・全体此の文は畢竟は由序の如きものなり。 元祖の流罪にあい給うを縁起の由序とし、「然愚禿釈鸞」 若干違う表現が出てきます。

時に此の第三と云うは大科の第三なり。教巻の初めに序あり。次が正文なり。これは第三に縁起なり。『六

要』には序・正・流通の三分と分けてあれども、経論ならば然るべし。今は造書の縁起なり。 (同六八三頁)

序」「次序」という性格を確認することがなされますが、由序という点に鳳嶺の比較的踏み込んだ確認がされている このように「縁起」であるということに加えて、「由序」という言い方が出てくるわけです。序について「述序」「由

微決』には「後述」という言い方がされますが、特に興隆は また本願寺派の興隆(一七五九~一八二四)の『教行信証略讃』、あるいは道隠 (一七四一~一八一三) の『教行信

と思います。

巻尾に在りと雖も亦由・述の義有り。故に後序と云う。亦誣いるべからず。

と言い、由序と述序という二つの内容を持つ序であることを確認した上で、おそらく存覚の『六要鈔』の指摘をふま

(同六八四頁)

え、「後序」という言い方もまた否定すべきものではないということを言っていくわけです。

が何を読み取っていこうとするのかという問題が、改めて浮かび上がってくるように思います。加えて「後序」の文 このように見ていく時、それぞれの呼称の仕方はあるわけですけれども、『教行信証』全体を結ぶその文章に私達

章は、「化身土文類」を結ぶ位置にもあり、『教行信証』全体の結びにもあたるわけですから、その内容をどう重ねて 73

後序」というふうに同列化して見るのではなくて、やはり冒頭の「顕浄土真実教行証文類序」、「信文類」における 文類序』、そして『教行信証』の結びの文章を、ストレートに「『教行信証』における三序」あるいは「総序と別序と 了解していけるのかという点も一つの問題になります。そうしますと、「顕浄土真実教行証文類序」、「顕浄土真実信 最後の結びの文章―呼び方は「後序」と呼ぶにしても―にどのような関係を見出すのか。「後序」の内容を確認する **- 顕浄土真実信文類序」、この二つの「序」の対応をまずきちっと独立させるかたちで確認し、その上で二つの序と**

明確です。この点については次の金子大榮先生の『教行信証講読 少なくとも「総序」と、いわゆる「後序」の間には、内容、あるいは表現のあり方において深い関係があることは 真化巻』の文章に明らかです。

うえでの第一の問題になると思います。

惣序と後序

に今『教行信証』を編輯せる意も、一面には「如来の恩徳の深きことを知」るがためであると共に、 ある。而して親鸞の行信は正しく如来の廻向ではあるが、その行信を獲得せしめし善知識は源空である。 序である。したがつて此の二序の間には、感銘の深い照応があることは自然である。 「良に師教の恩厚を仰ぐ」がためである。その前者の意を顕はすものは惣序であり、 浄土真宗の体は如来の本願であり、その教は三国の七祖に伝承せられ、特に源空に依りて興隆せられしもので 後者の意を顕はすものは後 (著作集八‧四一三頁) それ故 面には

証 集せる事縁を叙述せるものである。この意味に於て前者は『教行信証』全部を惣序するが如く、 惣序の文は、まさに類聚せんとする『教行信証』 全部の惣結となるものである。併しその文意の近きを取れば、後序の文は特に『化身土巻』 の内容を開顕するものであり、 後序の文は 『教行信証 後者は の帰結とも見ら 『教行信 一を編

(同四一六頁)

二 吉水の法難

るゝであらう。

金子先生は、このように、あえて「総序」と「後序」という言い方を明確にとった上で、 両者の照応、 対応を踏まえ

て内容を見ていこうとしていると思われます。

一方、「後序」の叙述の内容の把握に関わって、山辺習学・赤沼智善両先生の『教行信証講義』に次の文章があ

にあててみると、序分というべきである。中の六巻は勿論正宗分である。別序は「信巻」特別の序分であって、 いるが、『教行信証』六巻製作の由来を記したもので、総序の如く、六巻全体にこうむらすべきものである。三 「信巻」に附属しているものであるから「信巻」から分かつことは出来ない。後序は「化巻」中に編み込まれて 総序は『教行信証』六巻全体にこうむらすべき序分であって、普通経論を解釈する時に用いる、 例の三分科法

らすべきものである。三分科にあててみれば流通分である。」と、「後序」を「流通分」として捉えますが、その「流 は「化巻」中に編み込まれているが、『教行信証』六巻製作の由来を記したもので、総序の如く、六巻全体にこうむ 通分」の内容について 山辺・赤沼両先生は、「総序」を「『教行信証』六巻全体にこうむらすべき序分」と捉え、「後序」については「後序

分科にあててみれば流通分である。

師弟障難、 恩師入滅、師資相承、本典製作の理由を述べ給う。是れ聖人の略自叙伝である。

本篇は正しく「化巻」全部の結文である。ここに聖人は自ら其の修道の生涯に於ける最も重大時期を叙して、

と言います。

えたものですので、その表現がそのまま何か問題であるということではないのですが、改めてこのような表現に向き る自叙伝がある。それも「略」自叙伝であるということです。両先生におけるこの表現自体は、お二人の領解をふま この確認の中で私が気になるのは、最後の「是れ聖人の略自叙伝である」という言い方です。ここに親鸞のいわゆ

の中にずいぶん大き

実です。しかし親鸞において、それらはいわゆる自叙伝として伝記資料的なものを記すという意識のもとに書かれた なった叙述をします。そこには明確に年次が記されますし、法然と親鸞自身との関わりの中にどういう事実があった 考えるべき問題として投げかけられていると思うわけです。親鸞は「後序」の文章に『教行信証』の他の箇所とは異 ば親鸞の行実史料である。私たちはこういう意識をどこかで「後序」に対してもってしまう。こういうことが改めて の基本的なことにすぎるともいうべき視点の確認が求められると思います。 ものなのか。そうではなくて別の明確な意図、課題意識のもとに記されたのか。私達が「後序」を見るにあたり、こ のかを記すということがありますので、そういう点で親鸞の行実を確認する上で大事な手がかりになっているのも事

く作用しているのではないかということが気になるわけです。「後序」は親鸞の自叙伝である、あるいはもっと言え

略自叙伝というこの視点は、実は私達が「後序」の文章を読む時の意識

自叙伝、

の嘉禄の法難ということがあります。それぞれの間に、元久二年四月には親鸞への『選択集』の付属、それに関わる る事柄を年表の上で概観していくと、そこには元久元(一二〇四)年の『七箇条制誡』、元久二(一二〇五 改めて親鸞が法然の弟子となった建仁元(一二〇一)年以降、法然の浄土宗独立とそれに対する批判・弾圧に関 『興福寺奏状』の提出、承元元年(建永二・一二〇七年)二月のいわゆる承元の法難、嘉禄三(一二二七)年七月 年十月

真影の図画、建暦元(一二一一)年の法然以下門弟の勅免、建暦二(一二一二)年の法然の入滅があります。 ついては、 の中では気になっているわけです。例えば、以前から私の中で率直な疑問としてあるのは、なぜ「後序」には、『七 ていくことと記さないことがあるということには、やはり何か考えるべきことがあるのではないか。これがずっと私 の間のことを「後序」の記述と照らして見る時、「後序」には全てのことが記されているわけではありません。 に関わる事柄、 親鸞は 「僧綽空」と署名しているわけですから、当事者として直接に関わっているにも関わらず「後序」 また嘉禄の法難についての記述がなされないのかということです。特に『七箇条制誡』に

には記されない。もちろん『七箇条制誡』については、後に『西方指南鈔』の中に記されるということはありますが、 なぜ「後序」の文脈に親鸞は『七箇条制誡』について記さないのか。

それについて考える時、『興福寺奏状』の中に次の言葉があります。

なかんづく、叡山、使を発して推問を加ふるの日、

源空筆を染めて起請を書くの後

『岩波思想大系 鎌倉旧仏教

達す」という「後序」の記述に含まれていると見ることもできます。ただ『七箇条制誡』に集約される浄土宗への批 この言葉は、恐らく『七箇条制誠』を指していると読むことはできると思います。そうしますと『興福寺奏状』は 『七箇条制誡』が提出された以降の経緯をふまえたものであり、『七箇条制誡』に関わる内容は、「興福寺の学徒

沙門」である「源空」との関わりにおいてあるものといえますが、それに対して『興福寺奏状』は「八宗同心の訴 えられます。『七箇条制誡』は、『興福寺奏状』に「叡山、使を発して推問を加ふる」とあるように「叡山」と「天台 判と、『興福寺奏状』に集約される批判について、親鸞は何か質の異なりを見ているのではないのかということも考

訟」としてなされたものです。

今は取り上げませんが、『興福寺奏状』における法然への批判の質、浄土宗への批判の質は、次の言葉に明確です。 |興福寺奏状|| は法然の浄土宗の九失を挙げて、そして法然以下門弟の処罰を求めています。九失の内容の一々は

ああ仏門随分の欝陶、古来多しと雖も、八宗同心の訴訟、前代未聞なり。

(『岩波思想大系

鎌倉旧仏教』四一頁)

またこのことは「副進」という文章の中でも「右件の源空、一門に偏執し、八宗を都滅す。天魔の所為、 「八宗同心の訴訟」、いうなれば当時の全仏教が心を同じくしてここに今訴えるものであると明言しているわけです。

そうしますと、『興福寺奏状』は当時の全仏教からなされた法然への一つの批判、指弾であるという点から見れば、 仍つて諸宗同心、天奏に及ばんと欲するのところ」と、「諸宗同心」の訴えであることを言い切るわけです。

場から法然に向けられていく批判と、もう一つ仏教全体から法然に向けられていく批判と、そこに何か質の異なりと して衆徒からなされた批判であるということが浮かび上がってくるように思います。とすれば、同じ天台宗という立

の基点にあるものは、あくまでも天台宗比叡山衆徒が座主に訴え出ることを通して天台沙門源空に対

いうものを親鸞は見ているのではないだろうか。

いても、「然愚禿釈鸞」以降の叙述とは異なった記され方がなされています。またそこには「太上天皇」、「今上」、 に承元の法難から法然の入滅までが叙述されます。この部分の叙述のされ方は、例えばその年時の記され方などにお それを意識しながら「後序」の文章を見ると、「竊以聖道諸教行証久廃 浄土真宗証道今盛」という文を承けて、初め このような事柄を「後序」の叙述の中に読み取るということになると、考慮すべきことは多くありますが、 改めて

その中に「予其一也 の儒林」、あるいは「興福寺の学徒」と「主上臣下」という点にそれらの関係をきちんと見出している。こういうと うことを直接見ていくことはできませんけれども、 です。「後序」の叙述を見る限り、 されるのは、これらの事柄を惹起したところにある『興福寺奏状』とその訴えが実効したということであるのは明確 義に違す。真宗興隆の大祖源空法師並びに門徒数輩を遠流に処し、あるいは死罪に坐す」ということがあり、 せんが、かすかに親鸞自身が出てきます。端的に事柄だけ申しますと「興福寺の学徒、奏達し、主上臣下、法に背き つまり浄土宗の独立と、それに対する弾圧。さらには法然の勅免と入滅。これらのことに一つの視点が置かれている。 序」の文章の前半で何を問題としていこうとするのかが浮かび上がってきます。少なくとも法然における真宗興隆. 「空師ならびに弟子らが五年の居諸を経て、そして勅免をうけた」という流れです。そうしますと、この部分に叙述 「皇帝」の院号までも註記し、それを刻み付けるようなかたちでの叙述がなされています。既にそこに親鸞が「後 爾者已非僧非俗 親鸞が『興福寺奏状』の文章の文々句々の一々をどこまで意識していたのかとい 是故以禿字爲姓」という表現で、かすかに、と言うと語弊があるかもしれま 親鸞はこの問題を捉えていくにあたり、「諸寺の釈門」

きっかけとして、「興福寺の学徒」の「奏達」がなされた。このことが「後序」の文章の中で、 ころがまず「後序」 の前半部分で注意されるべきところです。「八宗同心の訴訟」としての 『興福寺奏状』 何よりも大きな力点

が置かれているということです。

ますから、法然が京都に帰洛することをもって親鸞は勅免を捉えていく。ここに「後序」における親鸞の「真宗興隆 勅免をそのように見ていないということがあります。「後序」には建暦元年に「勅免を蒙りて」とはっきり言ってい その年に勅免を受け、 難で流罪の処遇を受けた法然がいつ勅免を受けたのかということについて、法然の諸伝記を見ていきますと、 行動です。言うなればそこに批判の対象の二重性というものが感じられるわけです。話が少しそれますが、 前と以後とで、さらにその批判の性格が変わっていくのではないかということです。 が、浄土宗、 の大祖源空法師并びに門徒数輩」に対してなされた勅免という事柄の捉え方があるように思われます。その点に私達 ることに、なかなか踏み切れていないという感を持つわけです。むしろそこで強く批判されているのは法然の門弟の してから、さらには『選択集』を著して以降、法然存命中になされた批判や問題の指摘はさまざまにあります。 承元の法難という問題に関わって、もう一つ考えてみたいのは、法然、あるいは浄土宗への批判は、 『興福寺奏状』を読んでいきますと、法然への批判とはいいながら、それがどこかで法然その人を直接に批判す あるいは専修念仏に対する批判をどのような問題として確認するのかという問題も提起されていると思 その勅免の後、摂津の勝尾寺に身を置いたことがはっきり出てきます。けれども、 法然が専修念仏の立場を明 親鸞は実は 承元の法 流罪 しか

批判を向け切れていない。 ともかく、話を戻せば、 党の問題として捉えていくという側面がどこかにあったのではないかということが思われるわけです。 法然を批判する側には、法然の存命中には、必ずしも法然の立った仏教そのものに直接に 何かそこには問題を、 法然その人の仏教観の問題としてよりは、 法然を取り巻く専修念仏

例えば明恵高弁は『摧邪輪』に、

ここに近代、上人あり、一巻の書を作る。名づけて選択本願念仏集と曰ふ。経論に迷惑して、諸人を欺誑せり。 往生の行を以て宗とすと雖も、反つて往生の行を妨礙せり。高弁、年来、聖人において、深く仰信を懐けり。

(『岩波思想大系 鎌倉旧仏教』四四頁)

と言い、さらに、

聞ゆるところの種種の邪見は、在家の男女等、上人の高名を仮りて、妄説するところなりとおもひき。未だ一言

を出しても、上人を誹謗せず。

と言います。法然を深く仰いでいたという言葉がでてきますが、これは明恵の非常に正直な表現であろうと思います し、おそらく当時の多くの人がこのような感覚を法然に対して持っていただろうと思います。しかしその明恵が、

『選択集』に触れることを通して、

ぶ。巻きを披らくの今は、念仏の真宗を黷せりと恨む。今詳らかに知りぬ、在家出家千万の門流、 しかるに、近日この選択集を披閲するに、悲歎甚だ深し。名を聞きしの始めには、上人の妙釈を礼せむことを喜 起すところの

同

種種の邪見は、皆この書より起これりといふことを。

と言い切ります。

う側面をもつこととなったと言えるのではないでしょうか。法然、あるいは浄土宗に対する批判にはさまざまな批判 著します。この『選択集』が公開されることを通して、法然の浄土宗への批判は、法然の仏道への本質的な批判とい で法然の仏道の本質的な批判にまでは至っていない。こういう面もあったのではないかと思われるわけです。例えば の質と内容がそこにあります。法然の存命中には、批判の現れ方としては厳しい形をとったわけですが、まだどこか 法然が建暦二年に入滅し、その年の九月に『選択集』が開板されます。この開板から間もなく明恵は 『摧邪輪』を

題名からすれば ます。その中の大きな事柄として嘉禄三年の嘉禄の法難があります。この時に隆寛以下三名が流罪になり、 ますが、『選択集』自体がもつ明確さゆえに、『選択集』を通して改めて法然の仏道が仏教の課題として浮かび上がっ ということにあります。私達は念仏は否定はしないけれども専修ということが問題である。こういう表現は される大きな契機となったと言えます。法然という人が明らかにした仏道とは何であったのか。その要は「専修」と 宗という名乗りのもとに明らかにした仏道の本質が問題として浮かび上がってくることとなったのではないでしょう 持戒堅固であるということへの評判ですとか、あるいは智慧第一という言葉に明らかなように、やはり法然という人 ていった。何かそういうことが法然の入滅以降の浄土宗をとりまく一つの大きな状況として考えられると思います。 の文章の中にたびたび出てきます。『選択集』は、その専修の根拠を本願の根本性格としての「選択」という点に確 いうその一点にあります。「八宗同心の訴訟」である『興福寺奏状』に一貫するのは「専修」という一点を認めない はなかったかと考えます。ところが、法然が入滅し『選択集』が世に流布していくことを通して、改めて法然が浄土 うこともあったのではないか。そのために浄土宗への批判は専修念仏の一党とその行動に向いていったということで の徳がありますので、法然が独立させた浄土宗という仏道の本質そのものに対しては、直接に批判が向かわないとい 建暦二年の『選択集』開板以降、『選択集』をめぐるさまざまな批判の書、あるいはそれへの反駁の書物が出てい その意味で、法然の入滅とは、「浄土宗」という名乗りのもとにある仏教とは何であるのかということが問い の板木が焼かれていくわけですが、この発端には、定照という比叡山衆徒が『弾選択』という書物を著し、 頭選択』をもって反駁したということがあります。いずれも伝わっていませんので中身が明確でありませんが、 それに立ってあらゆる者に念仏の専修をよびかけるものです。親鸞は 『選択集』 の否定と肯定とがその論点になっていることは窺えます。 『教行信証』の課題に接近していくものがあると思います。 『選択集』を「見る者諭り易し」と言 『顕選択』という題で隆寛が法

然の仏道を確認し主張したということも、

親鸞の

法然の仏道は専修という一点を明確にしていく点にあります。『選択集』の言葉で言えば「聖道を捨てて浄土に帰

と思います。 認めがたいということになっていくでしょうし、浄土宗の側に立つ者からすれば『選択集』を擁護するということに ういう議論を繰り返していくだけならば、おそらく結論が出てこない。聖道の立場に立つ者からすれば『選択集』は に明らかになるとは限らないということもあります。『選択集』が正当であるか、『選択集』が不当であるか、単にこ この問題は『選択集』を通して論じていくしかないことではありますが、一方で『選択集』の文々句々が正当である ものと、その根源が人間に実現する専修、「捨てて帰す」という事実を開顕すべき内容として見出していったものだ 課題は、 でそのような克服されるべき課題を浮き彫りにするものでもあったと思います。親鸞の「顕浄土真実教行証」という いかない。隆寛の なっていきます。そのような議論がどれほど繰り返し重ねられていっても、浄土宗という仏道の本質は明確になって か不当であるか、こういうかたちの議論を際限なく繰り返していったとしても、専修ということそれ自体が人間 その問題をふまえながら、『選択集』の当面にあるものの開顕ということではなく、 『顕選択』は、文字通り法然の仏道を開「顕」することにその課題があったわけでしょうが、一面 『選択集』の根源

題に示唆を与えてくるように思います。 の入滅と『選択集』の公開という視点から捉えてみる時、 文字が重なるという単純なことではなくて、いうならば『教行信証』は何を開顕しようとする書であるのかという問 絡を見ていくことができると思います。『顕選択』と『顕浄土真実教行証文類』という両書において、「顕」という一 嘉禄の法難については、確かに「後序」には記されていないのですが 親鸞の「顕浄土真実教行証」という課題がもつ大きな背景

隆寛の

『顕選択』と親鸞の

『教行信証』とは、法然の仏道の開「顕」ということにおいて、一つの脈

として見ていくことができるように思います。 ておきたいと思います。 いく「元仁元年」という年時が、ことさらに『教行信証』に記されていきますが、このことも含めて今後の課題とし 延暦寺の衆徒が専修念仏の停止を訴え、やがて嘉禄の法難に結

方が頻出します。それらの文章をどのように忠実に私たちが読み切っていくのかという課題があるわけですが、時間 うであるのか確認が必要となります。主語をどう捉えるかで了解の幅が出てくるという問題は、「後序」に限らず という所ですが、「真宗興隆の大祖源空法師并に門徒数輩は、僧儀を改められて、姓名を与えられて遠流に処せられ においてずいぶん錯綜しがちなのではないかということを感じます。例えば一つ申し上げますと、「真宗興隆の大祖 も迫ってきましたので、「然愚禿釈鸞」以降の展開から、一つのことを取りあげておきたいと思います。 た」というように無意識に読んでしまいがちです。親鸞が漢文で記した文章、またそれに付した訓点においては、ど 源空法師并に門徒数輩、 『教行信証』全体においていえることですが、「後序」の文章はそれに加えて、ここにしかない文字使いや叙述の仕 「後序」の文章を読む時に思われるのは、一つ一つの文章の主語を明確にするという課題です。これが実は読 罪科を考えず、猥りがわしく死罪に坐す。或は僧儀を改めて姓名を賜うて、遠流に処す。」

要念仏の奥義これに摂在せり」、「希有最勝の華文、無上甚深の宝典」と親鸞は言い切ります。そこに 集』付属の年ということにとどまらず、『興福寺奏状』が提出された年であります。ここにも何か重ねあわせて考え 連ねられます。 るべきことがあるのではないかと思われますが、それ以降の所には、『選択集』という書物を確認する親鸞の言葉が 行信証』という関わりで言えば、例えばそこに「本師聖人今年は七旬三の御年なり」とありますが、これは 『選択集』は九条兼実の教命によって撰集されたということ。そして『選択集』に対して、「真宗の簡

·然愚禿釈鸞」以降、親鸞における回心、『選択集』付属、真影の図画ということが記されます。『選択集』と『教

する親鸞独自の明瞭な確認と位置決定があります。「恩恕を蒙りて」『選択集』を書写したという表現、あるいは

その

「選

が展開する基点があると思います。「由来の縁を註す」という言葉は、これらの内容を指すものとして読むべきもの であろうし、それ以外の読み方をすべきではないと思います。また前に申したように、法然入滅後の『選択集』の公 の仏道を開顕するところに「真宗の詮を鈔し浄土の要を摭う」という親鸞の「顕浄土真実教行証」という課題

喜の涙を抑えて」という表現は、その『選択集』を確認する言葉に基づくものとして見るべきでしょうし、

以降のこととして捉えることが「後序」の叙述に素直であるように思います。 の要を摭う」ということが課題となるということは、これまでの先生方がどなたも指摘されているように、法然入滅 開を通して法然の仏道の本質が問題となっていったという私の視点からすれば、親鸞において「真宗の詮を鈔し浄土

されます。 「後序」の前半部分には法然と門弟への死罪・流罪が記され、そこに親鸞の名乗りに関って「禿の字」 の由来が記

真宗興隆の大祖源空法師并びに門徒数輩、罪科を考えず猥しく死罪に坐す。或は僧儀を改めて姓名を賜うて遠流 に処す。予は其の一なり。爾れば已に僧に非ず俗に非ず。是の故に禿の字を以て姓とす。

れていることですけれども、実はここで改められていないものがあるということには一つ注意を払うべきだと思い の字を改めたこと、「名の字」を記したということが記されます。この「名の字」について、今いろいろな議論がさ ここには「愚禿」の「禿」ということの由来が記されています。それ対して「然愚禿釈鸞」以降のところには、

九日に四十九名の門弟の署名が確認できます。そこには 番古い親鸞の自筆とされています。現存する『七箇条制誡』には元仁元年の十一月七日に八十名、八日に六十一名 |尊院に所蔵されている『七箇条制誡』に「僧綽空」という親鸞の署名があります。 僧仏真 僧西尊 僧良信 僧綽空 僧善蓮…」というふうに、八十七人目に「僧綽空」とあります。『七箇条制 「同八日追加の人々」とありまして 年時がわかるものとしては一 一僧尊蓮 僧仙雲 僧顕

については中野正明先生の詳細な研究があり、その中に次のような指摘があります。

非常に近くに見えることが判明するのである。 血縁関係にある者同士の署名が、あるいは念仏者として性格の近い者同士の署名が、すぐ横に並んで、または (『法然遺文の基礎的研究』四三九頁)

るのである。 なかったために自然に生じた現象であり、ここに念仏者同士によるいくつかの余党の存在を裏付けることができ に近い念仏者同士が、 「七箇条制誡」の一九○名に及ぶ署名の個々人について追求してみると、血縁関係にあるものや性格的に非常 並んであるいは近くに署名していることが判明した。これは署名の順序等に特別な原則 [同] 四四二頁

は主張していくような状況にあったのではないかということが浮かび上がってきます。 だけ「僧慶宴」と署名しています。全体を合わせても「僧○○」と記すのはこの九名だけです。中野先生の指摘をこ 現存する全体一九○名の署名のほとんどの人が名前に何も付してないわけです。例えば源智であれば「源智」と記し このように「念仏者として性格の近い者同士」「念仏者同士によるいくつかの余党」という指摘の他に「同法者」と のことに当てはめて考えてみますと、「僧綽空」と署名した親鸞は、「僧」という立場を何か明確に意識する、 てある中で十一月八日に証明した冒頭から八名だけがまず「僧○○」と記しています。また、九日の署名にもう一人 いう言い方もありますが、同じ立場の者の署名が近接しているということです。この指摘を受けて見ていく時

すれば、その親鸞に対して、『選択集』の書写付属に際して法然が「釈綽空」と記した「釈」という一字は、 と思います。その上で、「綽空の字を改めて」、「名の字を書かしめたまい畢りぬ」と言うわけですから、「釈」につい いう事実は、親鸞にとって「僧」という立場から「釈」という立場へという点で大きな確認を要請するものであった 対して何か大きな問いを投げかけたのではないかと思います。そう考えることができるとすれば、『選択集』 僧綽空」と記した親鸞が、「僧」という立場に何か強烈な意識を持ち、その意味を見出していこうとしていたと 付属と

然によって独立された浄土宗において初めてその内実が明確になる仏弟子の立場を明らかにするものです。 改めた

「釈」とは単に仏弟子の通称としての「釈」ということではなく、「浄土の真宗」と親鸞が言い切る仏教、

つまり法

86

ては改めていないという記し方がなされていることを見落としてはならないと思います。「後序」の内容からすれば、

いますが、この点について十分な確認がなされるべきだと思います。 「名の字」は何であったのかということについての議論は、それはそれとして実りあるかたちでなされるべきだと思 親鸞の「顕浄土真実教行証」という課題は「愚禿釈」という名乗りのもとにはたされていくものです。その課題が

申し上げた通りですが、改めて「愚禿釈」という名乗りから「後序」の全体を見るならば、その前半の叙述は 法然の浄土宗の根源を開顕することと、それが人間の上に具体化することの内実を開顕することにあるのは、 先ほど 浄土

その仏道に生きるあり方、真の仏道を歩む仏弟子のあり方が「釈」という一字に集約され確認されていく。こういう 宗という仏道、「浄土の真宗」という仏道が、「禿の字を姓とす」る、すなわち「愚禿」を「姓」とすることを人間に 必然する仏道である。その内容はこのことの確認に集約されていくように思います。それに対して「後序」の後半は、

学会大会ということで機会を与えていただき、最初に申し上げたように問題の整理といいながら、 非常に大雑把な

こまで十分性をもつのかということについては、今後の課題とさせていただきたいと思います。

視点が考えられると思います。親鸞が「後序」で流通しようとする第一のことをそこに見据え、これらの見通しがど

話となり、まことに申し訳ございませんが、以上をもって終わらせていただきます。ありがとうございました。

(本稿は、二〇一〇年十月二十七日の真宗学会大会での講演記録に加筆・訂正いただいたものである。